## xxxx株式会社 御中

三ツ星ベルト株式会社 技術本部 管理担当

# 「輸出貿易管理令」に関する該非判定

拝啓 貴社益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度お問い合わせのありました「輸出貿易管理令」に関する判断につきまして、弊社の見解を下記の通りご報告させていただきます。

敬具

品種: タイミングベルト

製品名称 : ギガトルクGXタイミングベルト

### 判定および理由

利定わるの理由 対象法令	該当/非該当	備考
輸出貿易管理令別表第1の15項目までの対 象全項目		5項(1) (18)
輸出貿易管理令別表第2 全項目	対象外	
米国輸出管理法令(EAR) 全項目	対象外	
輸出貿易管理令別表第1 16項(キャッチオール規制)	該当	第40類

### 2024年9月8日施行政省令対応

#### ※注意事項

当社ホームページの貨物名称(製品種別および製品名称)を確認頂き、

該非判定結果および『仕向地』『客観用件/用途と需要者』

『インフォーム要件』などの確認を行い、リスト規制、キャッチオール規制および

米国再輸出規制の観点から許可申請が必要か否かの判断をお願いいたします。